

南九州市告示第145号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更したので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により告示し、整備計画を次により縦覧に供する。

令和7年8月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

1 縦覧場所

南九州市農政課（颯娃庁舎）